

# 告示

## 埼玉県告示第千百三十五号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

令和六年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五街区二画地（八潮市大字大曾根百六十一番一外）

(2) 地積

四百七十・七一平方メートル

(3) 予定価格

六千二百十三万三千七百二十円

ロ 宅地番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六街区四画地（八潮市大字大曾根百八十九番六外）

(2) 地積

六百六十一・七〇平方メートル

(3) 予定価格

八千四百六十九万七千六百円

ハ 宅地番号三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十九街区八画地（八潮市大字大曾根六百三十二番一外）

(2) 地積

九百七十一・四一平方メートル

(3) 予定価格

一億千七百五十四万六千六百円

ニ 宅地番号四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四十街区四画地（八潮市大字大曾根六百五十八番一外）

(2) 地積

八百四十四・三三平方メートル

(3) 予定価格

一億七百二十二万九千九百十円

二 入札に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 未成年者

(4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(一) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所等

イ 期間

(1) 窓口受付

令和六年十月二十四日（木）から同月三十日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

(2) 郵送受付

令和六年十月二十四日（木）から同月三十日（水）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 申込方法

入札参加要領に示す必要な書類を本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送により申し込むものとする。

四 入札及び開札の日時及び場所等

イ 入札の期間

(1) 窓口受付

令和六年十一月十三日（水）から同月十五日（金）までの午前九時から午後五時まで

(2) 郵送受付

令和六年十一月十三日（水）から同月十五日（金）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 入札書の提出方法

本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送によるものとする。

ニ 入札参加上の注意

(1) この入札に参加を希望する者は、三による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を得なければならない。

(2) 五の入札保証金は、入札書提出前に所定の金融機関で納付し、納付書兼領収書の写しを入札書と同時に提出するものとする。

ホ 開札の日時

令和六年十一月十八日（月）午前十時

ヘ 開札の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 入札保証金の額

入札参加者の見積もる入札金額に百分の五以上を乗じた額（入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。）

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- イ 入札者の押印のない入札書によるもの
- ロ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
- ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
- ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの
- ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- チ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの
- 七 落札者の決定方法  
落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。
- 八 その他
- イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。  
なお、郵送を希望する者は、同事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に請求すること。
- ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。
- ハ その他詳細は、入札参加要領による。